

尾花沢市農地賃借料情報（令和元年分）

この賃借料情報は、平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された実勢賃借料により算出したものです。(農地法第52条に基づく公表)

この農地賃借料情報は、目安としてお示しするものです。

農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定してください。

また、賃借料は金銭以外(現物等)の支払いも可能です。

1. 田(水稻)の部

(10a)

基 盤 整 備 地 域	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額
	尾花沢地区	15,000 円	25,000 円	5,500 円
	福原地区	14,500 円	24,300 円	5,400 円
	宮沢地区	14,600 円	21,200 円	5,700 円
	玉野地区	16,100 円	20,000 円	10,000 円
	常盤地区	13,000 円	19,800 円	6,300 円
	483	9,800 円	17,100 円	3,300 円

2. 畑の部 (賃借料)

(10a)

締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額
未整備地域 尾花沢市全体(参考)	3,900 円	8,700 円	2,000 円

- 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、特殊な取引と推測し集計から除いています。
- 集計結果の100円未満は、切り捨てしています。
- 「平均額」は、データ数による加重平均の値です。

- ◆ 農地に関する諸手続き(許可申請など)は、毎月10日が締切です。(10日が土日の場合はこの限りではない)
- ◆ 農地に関することは、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。